

〒880-0804

宮崎県宮崎市宮田町11番32号 正力ビル3
階1号

弁護士 宮田尚典 殿

事件番号 平成23年(受)第764号

事件番号 平成23年(受)第764号

上告人

被上告人 株式会社シティズ訴訟承継人 アイフル株式会社

口頭弁論期日呼出状

平成24年7月25日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 白島 琢史



頭書の事件について、口頭弁論期日が

平成24年9月28日(金曜日) 午後1時30分

と指定されましたから、同期日に当法廷に出頭してください。

当裁判所の所在地 〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2

交通機関 地下鉄 永田町駅4番出口、半蔵門駅1番出口 下車徒歩5分

電話 03-3264-8111 (内線 2272・2273・2280・2281)

裁判長
認 印



調 書 (決定)

事 件 の 表 示 平成 2 3 年 (受) 第 7 6 4 号

決 定 日 平成 2 4 年 7 月 2 5 日

裁 判 所 最 高 裁 判 所 第 二 小 法 廷

裁 判 長	竹	内	行	夫
裁 判 官	須	藤	正	彦
裁 判 官	千	葉	勝	美
裁 判 官	小	貫	芳	信

当 事 者 等 別紙当事者目録記載のとおり

原 判 決 の 表 示 福岡高等裁判所宮崎支部平成22年(ネ)第165号(平成22年11月29日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理する。
- 2 申立ての理由中、第1、第2、第3の3(3)イ及びウ並びに第5を排除する。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項の事件に当たりますが、申立ての理由中、第1、第2、第3の3(3)イ及びウ並びに第5は、重要でないと認められる。

平成24年7月25日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 白 畠 琢 史 

当事者目録

申 立 人
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士



宮 田 尚 典 ほか
株式会社シティズ訴訟承継人

相 手 方
同 代 表 者 代 表 取 締 役

アイフル株式会社
川 北 太 一

これは正本である。

平成24年7月25日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 白 畠 琢 史

